

松江理容美容専門大学校
令和元年度第1回教育課程編成委員会議事録

1. 日 時 令和元年9月27日（金曜日） 13：00～15：00
2. 場 所 松江理容美容専門大学校（松江市西津田2丁目15番5号）
3. 委員定数 5名
4. 出席委員 小倉 嘉夫 松田 将人 山本 修一 高橋 雅弘 斗光 隆司
5. 学 長 池淵 淳
6. 議 事 第1号議題 実践的かつ専門的な能力を育成する授業内容について
第2号議題 授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫について
第3号議題 講義・実習の実施と学生の学修成果の評価について
7. その他

経過

定刻に至り、教育課程編成委員会規程第8条より、福島学務局長が開会を宣言した。池淵学長の挨拶の後、教育課程編成委員会規程第5条により学長を議長に選出し、議事に入った。

協議事項

■第1号議題・第2号議題・第3号議題について

学務局長から、本年度の理容・美容の両学科のカリキュラムについて報告があった。いよいよ令和2年度4月1日からスタートする文部科学省実施の高等教育無償化制度についても各項目が判明したので、それについても併せて詳細な説明があった。これは、低所得世帯の者であっても、社会で自立し活躍することができる人材を育成する大学・専門学校に修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するため、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、「授業料及び入学金の減免」と「給付型奨学金の支給」を合わせて措置するものであると説明があった。

島根県内において、大学・専門学校等における修学の支援に関する本法律（令和元年法律第8号）による修学支援の対象機関は、文部科学省によれば国立大学法人の島根大学1校、独立行政法人国立専門学校機構の松江工業高等専門学校1校、さらに島根県によれば公立大学法人の島根県立大学1校、公立短期大学の島根県立大学短期大学部1校、公立専門学校的島根県立石見高等看護学院1校、及び私立専門学校的松江理容美容専門大学校をはじめとする8校であった。

これについて、松田委員・山本委員からは本制度は低所得世帯の学生であっても高等教育機関に修学することができ、国のすばらしい制度であることがよく理解できた、と発言があった。

■その他

現在の教育課程編成委員会委員の任期が令和元年10月31日で満了することが報告され、全員が再任された。

上記の教育課程編成委員会開催の証として本会議事録を作成し、教育課程の編成責任者である学長および学務局長は次に記名押印する。

令和元年9月27日

学 長

池淵 浩



学務局長

福島 隆博



学校法人山陰理容美容学園松江理容美容専門大学校の組織図

ならびに教育課程編成委員会の位置付けと委員名簿

令和元年 9月 30日現在

教育課程編成委員会規程	氏名	年齢	性別	所属
第5条第1項第2号(②)	小倉 嘉夫	62	男	神戸女子大学
第5条第1項第3号(③)	松田 将人	56	男	鳥取県理容生活衛生同業組合
第5条第1項第3号(③)	山本 修一	48	男	鳥取県理容生活衛生同業組合
第5条第1項第3号(③)	高橋 雅弘	40	男	島根県美容業生活衛生同業組合
第5条第1項第3号(③)	斗光 隆司	53	男	島根県美容業生活衛生同業組合
第5条第1項	池淵 淳	62	男	松江理容美容専門大学校

